

# 山口県報

平成20年  
5月9日  
(金曜日)

## 目次

告示	一
特定計量器の定期検査の実施(計量検定所).....	一
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課).....	三
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(港湾課).....	四
山口県収入証紙の売りさばき人の指定の取消し(会計課).....	五
山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課).....	五
公告	五
平成二十年度狩猟免許試験の実施(自然保護課).....	五
狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施(自然保護課).....	六
岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案、岩国都市計画道路の変更の案並びに岩国都市計画新住宅市街地開発事業の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課).....	六
教委告示	六
山口県指定有形文化財の指定.....	七
教委公告	七
契約の締結.....	七
公安委規則	七
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	八
公安委規程	八
山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程.....	八

### 山口県告示第二百三十一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十条第一項各号に掲げる特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十年五月九日

山口県知事 二井 関成

一	区域	美祢市			
二	検査の期日、場所等				
期	日	時	間	場	所
平成二〇、七、三	日	三	午前一〇時から午前一時	美祢産業技術センター	
			三〇分まで		
			午前一一時から午前一時	美祢市豊田前公民館	
			三〇分まで		
			午後一時から午後二時まで	美祢市東厚保町川東二〇一六の五	
				山口美祢農業協同組合旧東厚保支所	
			午後二時三〇分から午後三時三〇分まで	美祢市西厚保町本郷六九一	
				山口美祢農業協同組合西厚保支所	
			午前九時三〇分から午前一時三〇分まで	真長田定住センター	
			午前一一時から午前一時	綾木ふるさとセンター	
			三〇分まで		
			午後一時から午後一時三〇分まで	赤郷交流センター	
			午後二時から午後三時三〇分まで	美祢市美東センター	
			午前一一時から正午まで	美祢市嘉万公民館	
			午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	美祢市秋吉公民館	
			午前一一時から午前一時	美祢市於福公民館	
			三〇分まで		
			午前一一時から正午まで	美祢農村勤労福祉センター	



区域	検査の期日、場所等	時間	場所
宇部市	宇部市原ふれあいセンター	午前10時30分から午前11時30分まで	宇部市原ふれあいセンター
宇部市	宇部市隣保館上宇部会館	午後1時から午後3時まで	宇部市隣保館上宇部会館
宇部市	宇部市東岐波ふれあいセンター	午前10時から正午まで	宇部市東岐波ふれあいセンター
宇部市	宇部市恩田ふれあいセンター	午後1時30分から午後3時30分まで	宇部市恩田ふれあいセンター
宇部市	宇部市西岐波ふれあいセンター	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	宇部市西岐波ふれあいセンター
宇部市	宇部市新川ふれあいセンター	午前10時30分から午前11時30分まで	宇部市新川ふれあいセンター
宇部市	宇部市小野ふれあいセンター	午後1時から午後2時まで	宇部市小野ふれあいセンター
宇部市	宇部市二俣瀬ふれあいセンター	午後2時30分から午後3時30分まで	宇部市二俣瀬ふれあいセンター
宇部市	宇部市厚東ふれあいセンター	午前10時30分から正午まで及び午後1時から午後3時まで	宇部市厚東ふれあいセンター
宇部市	宇部市隣保館厚南会館	午前9時30分から正午まで	宇部市隣保館厚南会館
宇部市	宇部市中央卸売市場	午後1時30分から午後3時まで	宇部市中央卸売市場
宇部市	宇部市藤山ふれあいセンター	午後1時から正午まで	宇部市藤山ふれあいセンター
宇部市	宇部市岬ふれあいセンター	午後1時30分から午後3時まで	宇部市岬ふれあいセンター
宇部市	宇部市見初ふれあいセンター	午前10時から正午まで	宇部市見初ふれあいセンター
宇部市	宇部市地方卸売市場	午前8時30分から午前10時30分まで	宇部市地方卸売市場
宇部市	宇部市鶴の島ふれあいセンター	午前11時から正午まで及び午後1時から午後2時30分まで	宇部市鶴の島ふれあいセンター
宇部市	宇部市琴芝ふれあいセンター	午前9時30分から午前10時30分まで	宇部市琴芝ふれあいセンター
宇部市	宇部市神原ふれあいセンター	午前11時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	宇部市神原ふれあいセンター
宇部市	宇部市吉部ふれあいセンター	午前9時50分から午前10時30分まで	宇部市吉部ふれあいセンター

平成二十年九月三十日から同年十一月二十八日まで、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間  
平成二十年十月一日から同年十二月十九日まで

四 指定定期検査機関の名称  
社団法人山口県計量振興協会

**山口県告示第二百三十二号**

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成二十年五月九日

山口県知事 二井 関 成

一 埋立区域（第二工区）

(一) 位置  
熊毛郡平生町大字尾国字脇二一六から同字二一九の一までに沿接する県道光上関線地先公有水面

(二) 区域  
次の1の地点から7の地点までを順次結んだ線及び1の地点と7の地点を結ぶ平成十二年秋分の満潮位（D.L. + 二・七メートル）における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

- 1の地点 熊毛郡平生町大字尾国字唐釜の唐釜三等三角点（北緯三三度五一分四秒一・六五〇秒東経一三三度〇六分五四・〇三九秒）から二八度〇四分一九秒一、一三九・七九メートルの地点
- 2の地点 1の地点から三度一二分一九秒二・五八メートルの地点
- 3の地点 2の地点から三五九度三〇分三八秒一九・三八メートルの地点
- 4の地点 3の地点から三五六度二〇分四二秒二・九八メートルの地点
- 5の地点 4の地点から三五七度五三分五八秒七・六九メートルの地点

- 6の地点 5の地点から三五七度五七分三秒一・八五メートルの地点
- 7の地点 6の地点から八三度〇五分四一秒〇・七七メートルの地点

(二) 面積 七八・一五平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成十四年三月四日 指令港湾第七号の一三

三 関係図書を閲覧できる市町

平生町

四 認可を受けた者

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 二井 関成

五 認可の年月日

平成二十年四月二十八日

### 山口県告示第百二十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年五月九日

山口県知事 二井 関成

一 徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事(第一工区)

(一) 工事場所 周南市臨海町地先

(二) 工事の概要

工	種	延	長
基礎工			九七メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で

構成するものに限る。)とする。  
(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十年五月八日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(土木一式工事の数値が千以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。

### 三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県周南港湾管理事務所 周南市築港町一三番三三三号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年五月十二日から同月二十三日までの午前九時から午後四時三十分まで  
経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

(五) 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成二十年六月三日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県周南港湾管理事務所(電話〇八三四―二一―一七八七)にすること。

**山口県告示第二百三十四号**

山口県収入証紙取扱規則(昭和三十九年山口県規則第六十号)第八条第一項第四号の規定に基づき、次のとおり山口県収入証紙の売りさばき人の指定を取り消した。

平成二十年五月九日

山口県知事 二井 関成

住 所	氏名又は名称	指定の取消しの際現に証紙を売りさばいていた売りさばき所	所 在 地	売りさばき人の指定取消年月日
宇部市大字沖宇部六二五の一七	山口宇部空港ビル株式会社	山口宇部空港ビル株式会社	宇部市大字沖宇部六二五の一七	平成二〇、四、三〇

**山口県告示第二百三十五号**

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十年五月九日

山口県知事 二井 関成

一の表山口宇部空港ビル株式会社の項を削る。



**(二〇〇) 平成二十年度狩猟免許試験の実施**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)以下「法」という。(第四十一条の規定により、平成二十年度狩猟免許試験を次のとおり実施します。

平成二十年五月九日

山口県知事 二井 関成

一 試験の日時及び場所

日 時 場 所  
 平成二〇、 八、 三 午前九時 山口市吉敷下東三丁目一番一号  
 山口県総合保健会館

二 受験資格

山口県内に住所を有する者であること。ただし、法第四十条各号のいずれかに該当する者は、受験できない。

三 狩猟免許申請書等の提出期限

受けようとする試験の実施日の七日前まで(郵送の場合は、受けようとする試験の実施日の七日前までの消印のあるものは、有効とする。)

四 狩猟免許申請書等の提出先

住所地为所管する農林事務所

五 提出書類

(一) 狩猟免許申請書

(二) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の許可を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(三) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の許可を受けていない者にあつては、法第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書

(四) 写真(縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)

六 狩猟免許申請手数料

法第四十九条各号に掲げる者にあつては四千元、その他の者にあつては五千三百円に相当する山口県収入証紙を狩猟免許申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部自然保護課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

この試験についての問合せは、最寄りの農林事務所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部自然保護課(電話〇八三一九三三―三〇五〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二〇一) 狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第五十一条第二項の適性試験及び同条第四項の講習(以下「適性試験等」という。)を次のとおり実施します。

平成二十年五月九日

山口県知事 二井 関成

一 日時及び場所

平成二〇、六、二四 午後一時 山口市吉敷下東三丁目一番一号

山口県総合保健会館

山口県萩総合庁舎

山口県柳井総合庁舎

美祢市民会館

周南市総合スポーツセンター

山口県岩国総合庁舎

下関市立豊田図書館

二 対象者

山口県内に住所を有する者で、平成二十年九月十四日まで有効である法第四十三条の狩猟免許を有するもの。

三 狩猟免許更新申請書等の提出期限

受けようとする適性試験等の実施日の七日前まで(郵送の場合は、受けようとする適性試験等の実施日の七日前までの消印のあるものは、有効とする。)

四 狩猟免許更新申請書等の提出先

住所を所管する農林事務所

五 提出書類

(一) 狩猟免許更新申請書

(二) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の許可

を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(三) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の許可を受けていない者にあつては、法第四十条第一号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書

(四) 写真(縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)

六 狩猟免許更新申請手数料

二千九百円に相当する山口県収入証紙を狩猟免許更新申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 その他

この適性試験等についての問合せは、最寄りの農林事務所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部自然保護課(電話〇八三一九三三―三〇五〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二〇二) 岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案、岩国都市計画道路の変更に係る公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案、岩国都市計画道路の変更の案並びに岩国都市計画新住宅市街地開発事業の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十年五月九日

山口県知事 二井 関成

一 開催の日時

平成二十年五月二十七日(火曜日)午後一時

二 開催の場所

岩国市山手町一丁目一五番三号

岩国市民会館小ホール

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

(一) 変更する岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

次のとおりとする。

(二) 変更する岩国都市計画道路三・四・四十牛野谷尾津線

岩国都市計画道路三・四・四十牛野谷尾津線を廃止する。  
 (三) 変更する岩国都市計画新住宅市街地開発事業愛宕山新住宅市街地開発事業  
 岩国都市計画新住宅市街地開発事業愛宕山新住宅市街地開発事業を廃止する。  
 四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十年五月二十日(火曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一) 山口県土木建築部都市計画課に提出してください。  
 なお、郵送の場合は、平成二十年五月二十日までの消印のあるものに限り、公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することができます。  
 (二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することができます。  
 (三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。  
 (四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。  
 五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三-九三三-三七二五)にしてください。  
 (二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。  
 山口市滝町一番一号  
 山口県土木建築部都市計画課  
 岩国市三笠町一丁目一番一号  
 岩国土木建築事務所  
 岩国市今津町一丁目一四番五十一号  
 岩国市都市開発部都市計画課  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)



山口県教育委員会告示第三号

山口県文化財保護条例(昭和四十年山口県条例第十号)第四条第一項の規定により、

次の有形文化財を山口県指定有形文化財に指定する。

平成二十年五月九日

山口県教育委員会

名	称	員数	所在の場所	所有者
郡司	郡司	二	山口市春日町三番三二号 山口県埋蔵文化財センター	山口県
鑄造所跡	鑄造所跡	一		
の鑄造関連出土品	の鑄造関連出土品	一		
鑄先	鑄先	一		
鑄型	鑄型	一		
梵鐘	梵鐘	一		
大砲	大砲	一		
砲弾	砲弾	一		
分銅	分銅	一		
銅鑄型	銅鑄型	一		
工芸品等	工芸品等	六		
鑄型製作具	鑄型製作具	七		
こしき	こしき	六		
炉壁	炉壁	九		
鞆	鞆	一		
鞆口	鞆口	一		
送風管	送風管	八		
湯樋	湯樋	一		
坩堝	坩堝	一		
鉄製	鉄製	三		
鑄先	鑄先	一		

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十年五月九日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する麻かの名称及び所在地  
山口県立水産高等学校 長門市仙崎一〇〇二
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量  
実習船青海丸の中間検査業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続

四 一般競争入札  
落札者を決定した日  
平成二十年三月二十八日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
サンセイ株式会社 大阪市淀川区西宮原一丁目六番一号

六 落札金額  
四千九百五十六万円

七 入札公告日  
平成二十年二月八日

八 その他

(一) 契約担当者  
山口県立水産高等学校長 原田 剛

(二) 調達方法  
購入等

(三) 落札方式  
最低価格



風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年五月九日

山口県公安委員会

### 山口県公安委員会規則第八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則(昭和六十年山口県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二下関朝鮮初・中級学校の項中「下関朝鮮初・中級学校」を「山口朝鮮初・中級学校」に改め、同表宇部朝鮮初・中級学校の項及び山口朝鮮高級学校の項を削る。

附則

平成二十年五月九日印刷  
平成二十年五月九日発行

発行人 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

この規則は、公布の日から施行する。

### 山口県公安委員会規程第四号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年五月九日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程(平成元年山口県公安委員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四十一の表第三条の二第二項の項の次に次のように加える。

第4条第1項・第5項 銃砲刀剣類の所持の許可

別表第一の四十一の表第五条の四第二項の項の次に次のように加える。

第6条第2項 国際競技に参加する外国人に対する銃砲刀剣類の所持の許可

別表第一の四十一の表第九条の四第二項(準用)第九条の九第二項の項の次に次のように加える。

第9条の5第2項 射撃教習受講資格の認定

別表第一の四十一の表第九条の九第一項の項の次に次のように加える。

第9条の10第2項 射撃練習資格の認定

別表第一の四十三の表第十一条の十九第二項(準用)第十一条の三十二の項中「遊撃団員向け射撃団員証」を「遊撃した団員団員証」に改める。

別表第二の十八の表第四条第一項・第五項の項及び第六条第二項の項を削り、同表第九条の五第二項の項中「射撃練習資格の認定及び」を削り、同表第九条の十第二項の項中「射撃練習資格の認定及び」を削る。

附則

この規程は、平成二十年五月十三日から施行する。